

令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年3月に町が行ったゼロカーボンシティ表明に基づき、脱炭素社会に向けて令和32年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現することを目的として、ゼロエネルギーハウス等を導入する者に対して、予算の範囲内で開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、開成町補助金等交付規則（昭和62年開成町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ゼロエネルギーハウス等とは、別表第1に掲げる住宅をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象とする住宅は、町内の住宅とし、補助金の交付を受けて次条に規定する補助対象事業を行う者が現に居住（補助金の交付日の属する年度の末日までに居住を開始できる場合を含む。）しているものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度に実施する次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) ゼロエネルギーハウス等を新築する事業
- (2) ゼロエネルギーハウス等である新築戸建住宅を購入する事業
- (3) 既存住宅をゼロエネルギーハウス等に改築する事業

(補助事業者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する事業のうちいずれかの事業を実施する者であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 本町に住民登録を有していること（補助金の交付日の属する交付申請期間内に住民登録を行う予定である者を含む。）。
- (2) 補助の対象住宅の所有権を有していること。
- (3) 申請日から起算して過去10年の間に同一内容の前条に規定する事業に係る町補助金を交付されていない者であること。
- (4) 別表第2に規定する国又は神奈川県補助事業のうち1つ以上の交付決定を受けていること。
- (5) 本町が徴収する税又は料の滞納がないこと。
- (6) 本町が徴収する税又は料を滞納している同居者がいないこと。
- (7) 開成町暴力団排除条例（平成23年開成町条例第1号）第2条第4号に規定

する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に該当する者及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

（補助金の額）

第6条 この補助金の額は、別表第3に定める額とする。

（交付申請期間）

第7条 補助金の交付申請期間は、当該年度の翌年3月15日までの間とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金交付申請書（第1号様式）に別表第4に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金交付請求書（第4号様式）に別表第5に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受領したときから30日以内に補助金を交付するものとする。

（協力）

第11条 補助金の交付を受けた者は、ゼロカーボンシティ創成のため、住宅のエネルギー使用量の報告等を求められたときは、積極的に協力するものとする。

（交付決定の取消）

第12条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

（3） 別表第2に掲げる国及び県の補助事業の交付決定が取り消されたとき。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した当該住宅を令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金財産処分承認申請書(第5号様式)による町長の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた者が令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金返納申出書(第6号様式)を町長に提出し、補助金の全部に相当する金額を町に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

第14条 町長は、前条の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金財産処分審査結果通知書(第7号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

2 町長は、前条ただし書きの補助金返納の申出があったときは、財産処分に係る令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金返納期限等通知書(第8号様式)により、申出者に対して通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別表第1（第2条関係）

No.	ゼロエネルギー ハウス等の種類	定義
1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）	<p>外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、効率的な設備システムの導入により、室内空間の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅</p> <p>【要件】 以下の(1)～(4)の全てに適合すること。</p> <p>(1) 強化外皮基準（平成28年省エネルギー基準（η A C値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、U A値0.6 [W/m²K]相当以下)</p> <p>(2) 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減</p> <p>(3) 再生可能エネルギーを導入（容量不問）</p> <p>(4) 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減</p>
2	ZEH+	<p>現行のZEHより省エネをさらに深掘りするとともに、設備のより効率的な運用などにより太陽光発電の自家消費率拡大を目指したZEH</p> <p>【要件】 ZEHの要件に加えて、以下の(1)及び(2)を満たすこと。</p> <p>(1) 更なる省エネルギーの実現（25%以上の一次エネルギー消費量削減）</p> <p>(2) 以下の①～③うち2つ以上を導入</p> <p>① 外皮性能の更なる強化</p> <p>② 高度エネルギーマネジメント</p> <p>③ 電気自動車（PHV車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備</p>
3	ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住	<p>使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階のCO₂排出量の削減、長寿命化によりライフサイクル</p>

	<p>宅(以下「LCCM住宅」という。)</p>	<p>全体（建築から解体・再利用などまで）を通じたCO₂排出量をマイナスにする住宅</p> <p>【要件】</p> <p>ZEHの要件に加えて、以下の(1)及び(2)を満たすこと。</p> <p>(1) CASBEE－戸建（新築）2018年版によるライフサイクルCO₂（以下「LCCO₂」という。）の算定、または「LCCM住宅部門の基本要件（LCCO₂）適合判定ツール」によるLCCO₂の算定の結果が0以下となるもの</p> <p>(2) CASBEE のB+ランクまたは同等以上の性能を有するもの（ただし、長期優良住宅認定されたものはこの限りでは無い）</p>
--	--------------------------	---

別表第2（第5条関係）

No.	区分	国及び県の補助事業
1	Z E H	<p>以下の(1)～(3)うち1つ以上の交付決定を受けていること。</p> <p>(1) 環境省の行う「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業」（以下、「Z E H支援事業」という。）</p> <p>(2) 国土交通省の行う「地域型住宅グリーン化事業」のうちのZ E H</p> <p>(3) 神奈川県が行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助（Z E H）」</p>
2	Z E H+	<p>経済産業省の行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業のうち次世代Z E H+（注文住宅）実証事業」又は神奈川県が行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助」のうちZ E H+の交付決定を受けていること。</p>
3	L C C M住宅	<p>国土交通省の行う「L C C M住宅整備推進事業」の交付決定を受けていること。</p>

別表第3（第6条関係）

No.	補助区分		補助額
1	Z E H		200,000 円
2	Z E H +	別表第1中の2の要件のうち(2)の③を 満たすもの	350,000 円
		上記以外のもの	300,000 円
3	L C C M住宅		500,000 円

別表第4（第8条関係）

No.	補助対象		添付書類
1	Z E H		<p>(1) 環境省の行う「Z E H支援事業」の場合には、(一社)環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)から交付された補助金交付決定通知書の写し。ただし建売住宅の場合は、S I Iから交付された補助金交付決定通知書に加えて、当該住宅の購入に係る契約書の写し</p> <p>(2) 国土交通省の行う「地域型住宅グリーン化事業」の場合には、一般社団法人環境共生住宅推進協議会高度省エネ型実施支援室から建築事業者等に交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) 神奈川県で行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助(Z E H)」の場合には、県が交付する補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(4) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p>
2	Z E H+	別表第1中の2の要件のうち(2)の③を満たすもの	<p>(1) 経済産業省の行う「次世代Z E H+ (注文住宅)実証事業」の場合には、S I Iから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 神奈川県で行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助(Z E H+)」の場合には、県が交付する補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) 別表第1中の2の要件のうち(2)の③を満たすことがわかる書類</p> <p>(4) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る同居人リスト(第2号様式)</p>
		上記以外のもの	<p>(1) 経済産業省の行う「次世代Z E H+ (注文住宅)実証事業」の場合には、S I Iから交付された補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 神奈川県で行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助(Z E H+)」については、</p>

			<p>県が交付する補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(3) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る同居人リスト (第2号様式)</p>
3	LCCM住宅		<p>(1) 国土交通省が交付する補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(2) 令和4年度開成町ゼロカーボンシティ創成補助制度ゼロエネルギーハウス等導入補助金に係る同居人リスト (第2号様式)</p>

別表第5（第10条関係）

No.	補助対象		添付書類
1	Z E H		<p>(1) 環境省の行う「Z E H支援事業」の場合には、S I Iから交付された補助金交付確定通知書の写し</p> <p>(2) 国土交通省の行う「地域型住宅グリーン化事業」の場合には、一般社団法人環境共生住宅推進協議会高度省エネ型実施支援室から建築事業者等に交付された補助金交付確定通知書の写し及び同補助金が建築事業者等から申請者に振り込まれたことがわかる書類又は通帳の写し</p> <p>(3) 神奈川県を行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助（Z E H）」の場合には、同補助金が県から申請者に振り込まれたことがわかる書類又は通帳の写し</p>
2	Z E H+	別表第1中の2の要件のうち(2)の③を満たすもの	<p>(1) 経済産業省の行う「次世代Z E H+（注文住宅）実証事業」の場合には、S I Iから交付された補助金交付確定通知書の写し</p> <p>(2) 神奈川県を行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助（Z E H+）」の場合には、同補助金が県から申請者に振り込まれたことがわかる書類又は通帳の写し</p> <p>(3) 別表第1中の2の要件のうち(2)の③を満たすことがわかる現場写真</p>
		上記以外のもの	<p>(1) 経済産業省の行う「次世代Z E H+（注文住宅）実証事業」の場合には、S I Iから交付された補助金交付確定通知書の写し</p> <p>(2) 神奈川県を行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス導入費補助（Z E H+）」の場合には、同補助金が県から申請者に振り込まれたことがわかる書類又は通帳の写し</p>
3	L C C M住宅		国土交通省が交付する補助金交付確定通知書の写し